

介護保険のしくみと加入者

●介護保険加入者（被保険者）の種類

種類	年齢	保険料の基準等
第1号 被保険者	65歳以上	住んでいる市町村が 基準額を決める
第2号 被保険者	40～64歳	医療保険料として徴収 (全国平均負担額)

介護保険サービスを利用するには

①要介護認定申請

- ・申請や相談の窓口は、保健福祉センター介護保険係または地域包括支援センターです。
- ・申請は、ご本人のほか家族でもできます。

②要介護認定 認定調査～審査

どれくらいの介護サービスが必要か判断するため、下記の審査をします。

○訪問調査(調査員による)

○主治医の意見書

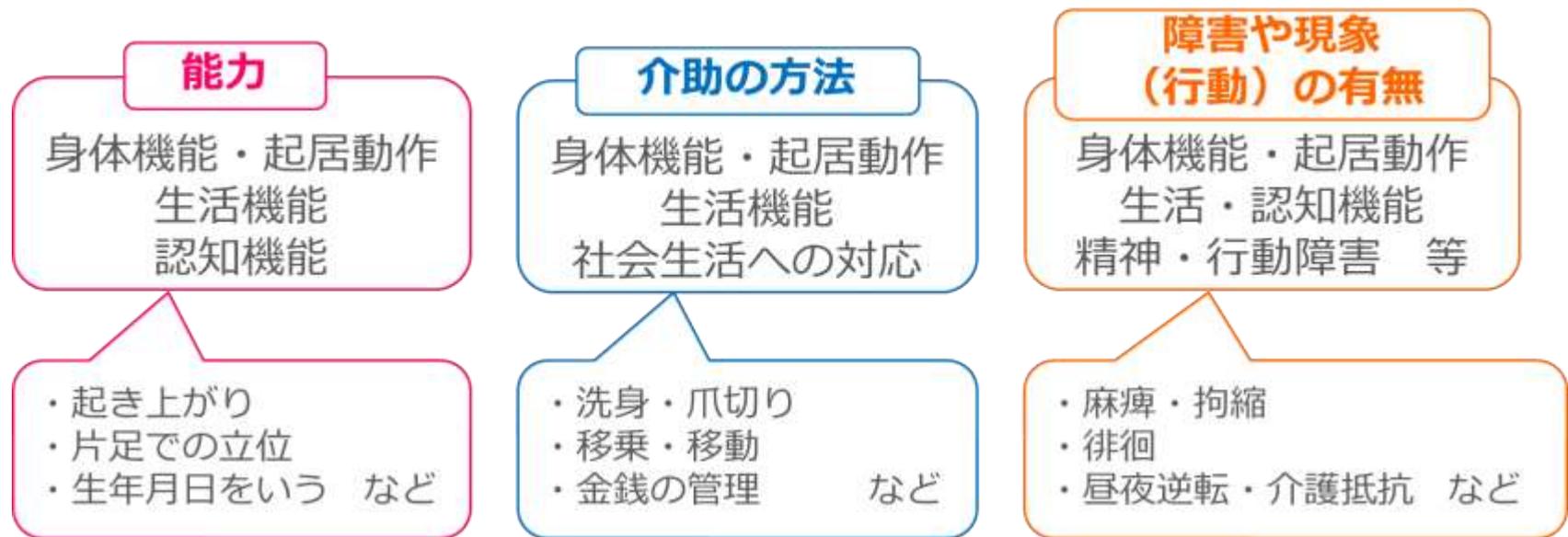


一次判定(コンピュータによる)

二次判定(保健・医療・福祉の専門家による認定審査)

訪問調査ではどんなことを調査するか

- ・状態を把握するため「能力」「介助の方法」「障害や現象（行動）の有無」について調べ、「介護の手間」を「時間」に換算して、コンピュータで判定。



○麻痺等の有無 ○関節の動く範囲の制限の有無 ○寝返り ○起き上がり ○座位保持 ○両足での立位保持
○歩行 ○移乗 ○移動 ○立ち上がり ○片足での立位保持 ○洗身 ○床ずれ等の有無 ○えん下 ○食事摂取 ○飲水
○排尿 ○排便 ○清潔 ○衣服着脱 ○薬の内服 ○金銭の管理 ○電話の利用 ○日常の意思決定 ○視力 ○聴力
○意思の伝達 ○介護者の指示への反応 ○記憶・理解 ○問題行動 ○特別な医療 ○障害高齢者の日常生活自立度
○認知症高齢者の日常生活自立度 ○日中の生活 ○外出頻度 ○家族・居住環境、社会参加の状況などの変化

③認定結果通知

- 認定結果は郵送でお知らせします。
- 要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額が異なります。



要介護度の種類

要支援1

- 日常生活の基本的なことは、ほとんど自分で行うことができ、一部に介助が必要とされる状態です。適切な介護サービスを受けることによって、要介護状態になるのを予防できると考えられています。(要介護認定等基準時間が25分以上32分未満)

要支援2

- 要支援1よりも、立ち上がりや歩行などの運動機能に若干の低下が見られ、介助が必要とされる状態です。要支援1と同じく適切な介護サービスを受ければ、要介護状態になるのを予防できると考えられています。(//)

要介護1

・自分の身の回りのことはほとんどできるものの、要支援2よりも運動機能や認知機能、思考力や理解力が低下し、部分的に介護が必要とされる状態です。(32分以上50分未満)

要介護2

・要介護1よりも日常生活能力や理解力が低下し、食事や排せつなど身の回りのことについても介護が必要とされる状態です。(50分以上70分未満)

要介護3

・食事や排せつなどが自分でできなくなり、ほぼ全面的に介護が必要な状態を指します。立ったり歩いたりすることができないことがあります。(70分以上90分未満)

要介護4

・要介護3よりも動作能力が低下し、日常生活全般に介護が必要な状態です。

(90分以上110分未満)

要介護5

・要介護状態において、最も重度な状態です。一人で日常生活を送ることがほぼできず、食事や排せつのほか、着替え、寝返りなど、あらゆる場面で介護が必要とされます。意思の疎通も困難な状態です。(110分以上)

介護保険サービスの利用

「要介護認定」を受けたら

①要介護1～5の場合

- ・要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業者に連絡し、担当**ケアマネジャー**を決めましょう。
- ・ケアマネジャーに希望を伝え、ケアプランを作った上で、**介護サービス**を利用しましょう。

②要支援1・2の場合

- ・要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡しましょう。
- ・介護予防ケアプランを作った上で、**介護予防サービス**を利用しましょう。

介護保険で利用できるサービス

大きく分けて①在宅系サービスと②施設居住系サービスに分類されます

在宅サービス(訪問)①	在宅サービス(通所・泊まり) ①
訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴介護 ★夜間対応型訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所介護(デイサービス) 認知症対応型通所介護(認知デイ) 短期入所生活介護(ショートステイ) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療系ショートステイ)
	居住施設での介護サービス ①
訪問・通所・泊まりのサービス①	★認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入居者生活介護(サ高住)
その他 ①	介護施設への入所 ②
福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修費支給	★介護老人福祉施設(特養) ★介護老人保健施設(老健) ★介護療養型医療施設 ★介護医療院

★は要支援者は利用できないか、利用に制限あり。

要支援者へのサービス(予防給付)は、要介護者へのサービス(介護給付)に比べて内容・回数に大幅な制限があります。

総合事業で介護予防

- ・認定を受けなくても基本チェックリストで機能低下が認められた方は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

○訪問型サービス ○通所型サービス

- ・非該当(自立)と認定された方でも、65歳以上のすべての方が一般介護予防事業が利用できます。

○筋力アップ講座 ○健脚講座 等

まずはご相談
ください!

